

豊田市農業委員会議事録

令和元年11月26日、豊田市農業委員会 横条 鈞は、令和元年11月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第66号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第67号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第69号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (15名)

1番	鈴木喜一郎	2番	岩田 弘勝	_____
4番	西山弥太郎	5番	石川 幸子	6番 為井 裕
_____		8番	杉浦 俊雄	9番 土方 和子
_____		11番	水野 省治	12番 梅村 貢司
13番	鈴木 成仁	14番	伊藤喜代司	15番 伊藤 政和
16番	浅見富士男	17番	瀬戸 喜朗	_____
19番	横条 鈞			

< 欠席委員 > (4名)

3番	倉橋由美子	7番	近藤 和人	10番	森 敏康
18番	杉田 雅子				

< 事務局説明員 >

事務局長	岡本 武久	副主幹	尾形 洋	担当長	平田 崇
主査	加藤 泰平	主査	神谷 光平	主査	鈴木 彩

(開会 午後 2時00分)

会 長： それでは、これより豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 本日の欠席委員は、3番、倉橋由美子委員、7番、近藤和人委員、10番、森敏康委員、18番、杉田雅子委員、以上4名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

4番、西山弥太郎委員、5番、石川幸子委員、以上2名の委員にお願いをいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第66号から第69号までの審議案件4件と報告案件6件です。

それでは、逐次議題を上程させていただきます。

令和元年議案第66号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和元年議案第66号「農地法第3条の規定による許可について」。

お手元にお配りしております別紙調査票をご覧くださいながら、審議のほどをお願いいたします。

70番、西新町の件、営農に精進するためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の光岡委員からは、11月19日、現地確認を行いました。申請地は適正に管理されており、申請者の健康状態も問題なく、必要な農機具等も十分に整備されていますとご意見をいただいております。

71番、高原町の件、農業経営効率化のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の中根委員からは、11月18日、現地において申請者と申請内容について確認しました。本申請は申請者所有地の隣地を取得する内容であり、申請者は農業に意欲的で経験も十分にあります。また、申請地は管理されており、農機具等も整備されているため、問題はありませんとご意見をいただ

いております。

72番、畝部西町の件、経営規模拡大のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の高橋委員からは、11月24日、現地確認し、申請者と後継者に話を聞きました。申請内容に間違いはなく、また、申請地は適正に管理されており、農機具等も整備され、後継者もあり、特に問題ありませんとご意見をいただいております。

73番、豊栄町の件、経営規模拡大のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の佐藤委員からは、11月22日、申請者と現地にて立ち会いを行ったところ、申請内容どおりであり、後継者として農業に従事しており、経験も十分あるため問題ありませんとご意見をいただいております。

74番、和会町の件、営農に精進するためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の天野委員からは、11月18日、現地確認と申請者に申請内容を確認しました。申請者は高齢ですが、営農意欲も高く、必要な農業機械も所有し、3条申請に問題はありませんとご意見をいただいております。

75番、西田町の件、営農に精進するためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の近藤委員からは、11月18日、現地確認後、申請者自宅を訪問し、申請者から申請内容を確認しました。申請者は農業後継者として祖母の土地の経営移譲を受け、イチゴハウスの栽培を意欲的に進められており、農機具等も整備されており、特に問題ないと考えます。

なお、申請者は新規の認定農業者であり、関係部局担当者とサポート訪問を実施しているところだとご意見をいただいております。

76番、高岡町の件、営農に精進するためです。

11月21日、現地において申請者立ち合いのもと、申請内容について、書類に基づき確認しました。申請者は農業に意欲的に取り組んでおり、経験も十分あります。また、申請地は管理されており、農機具等も整備されているため、特に問題はありませんとご意見をいただいております。

続いて、77番、若林東町の件、営農に精進するためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の安田委員からは、11月22日、現地において申請者立ち合いのもと、申請内容について、書類に基づき確認をしました。申請者は農業に意欲的で経験も十分あります。また、申請地は管理されており、農機具等も整備されているため、特に問題ないと考えますとご意見をいただいております。

78番、若林西町の件、営農に精進するためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の安田委員からは、11月19日、現地において申請者立ち合いのもと、申請内容について、書類に基づき確認をしました。申請者は家族ともども農業に意欲的で経験も十分にあります。また、申請地は管理されており、農機具等も整備されているため、特に問題ないと考えますとご意見をいただいております。

79番、駒新町の件、財産分けのためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の神谷委員からは、11月17日、現地にて申請者立ち合いのもと、申請内容を確認しました。申請地及び所有地の状況、農機具の保有状況等から、申請内容について問題ないと判断しますとご意見をいただいております。

80番、駒新町の件、財産分けのためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の神谷委員からは、11月17日、申請者立ち合いのもと、現地にて申請内容を確認しました。申請地及び所有地の状況、農機具の保有状況等から、申請内容について問題ないと判断しますとご意見をいただいております。

81番、神殿町の件、農業経営効率化のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の近藤委員からは、11月19日、現地確認をしました。申請者及びその妻にも確認をしました。後継者に会うことはできませんでしたが、後継者確約書も添付されており、特に問題ないものと考えます。また、農機具

等も完備されており、申請内容に間違いはないと思われましてご意見をいただいております。

82番、蘭町の件、営農に精進するためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の近藤委員からは、11月19日、現地を確認しました。譲受人の息子とは会うことはできませんでしたが、譲渡人である父に申請内容について確認をしました。また、農機具等は完備されており、特に問題ないものと考えられましてご意見をいただいております。

83番、押山町の件、経営規模拡大のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の山口委員からは、11月20日、申請内容について、書類に基づき現地調査と本人確認を行いました。特に問題はないと思われまして。申請者は農業に意欲的であり、農機具等も整備されていますとご意見をいただいております。

84番、東保見町の件、経営規模拡大のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の渡邊委員からは、11月22日、申請者立ち合いのもと、調査内容について、聞き取りと農機具等について確認しました。農地として耕作する意欲も確認されましたとご意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の許可の条文に該当しないことを確認しております。

資料の訂正です。別紙議案第66号の表の一覧の中なんですけれども、75、76、77番につきまして、賃借権と記載がありますが、所有権になりますので訂正させていただきます。失礼いたしました。

以上になります。

会長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第66号で上程されました15件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第66号は承認決定されました。
令和元年議案第67号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 令和元年議案第67号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。
一般基準については、別紙2ページをご覧ください。立地基準についてののみ
述べさせていただきます。

28番、東新町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、住宅
等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連担している区域に近接
する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。

なお、以降、同基準につきましては、10ヘクタール未満の一団の農地と読
ませていただきます。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

鈴木（喜）委員： 東新町の自己用住宅でございますが、申請書の内容、担当推進委員の
意見をもとに総合的に判断した結果、許可相当と考えます。

以上です。

事 務 局： ありがとうございます。

続きまして、29番、若林東町の件、進入路です。第3種農地です。判断基
準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

杉浦委員： 若林東町の件です。申請地は宅地への進入路の脇、家の農地であり、排水先に問題はないということで推進委員の意見を伺っておりますので、それをもとに総合的に判断し、許可相当であると考えます。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、30番、足助町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

伊藤（政）委員： 足助町の件ですが、11月20日に推進委員さんと現地確認を行いました。そのときに、平成16年以前より農地が転用許可をとらずに転用してあったと、始末書もあり、特に問題ないと判断しますという意見と、農業委員としても許可相当であると考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

議案第67号については以上です。

会長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特にご質問等もないようですので、採決をいたします。

議案第67号で上程されました3件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第67号は適当である旨、承認されました。

令和元年議案第68号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 令和元年議案第68号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

一般基準については、別紙3ページをご覧ください。立地基準についてののみ述べさせていただきます。

231番、瑞穂町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、10ヘクタール未満の一団の農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

鈴木（喜）委員： 瑞穂町、駐車場の件になりますが、申請書の内容及び担当推進委員の意見をもとに総合的に判断した結果、許可相当と考えます。

以上です。

事 務 局： ありがとうございます。

続きまして、232番、野見町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管の2種類が埋設されている幅員4メートル以上道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、233番、平井町の件、太陽光発電施設です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

岩田委員： 232番、野見町、分家住宅の件でありますけれども、推進委員が11月22日に譲受人と現地にて申請内容等を確認しております。特に問題はないとい

うことで、申請書の内容及び担当推進委員の意見をもとに総合的に判断した結果、許可相当であると考えます。

続いて、233番、平井町、太陽光発電施設の件でありますけれども、担当推進委員が11月20日、申請者本人と現地にて申請内容等を確認しております。特に問題はないということであります。申請書の内容及び担当推進委員の意見をもとに総合的に判断した結果、許可相当であると考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、234番、畝部西町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管の2種類が埋設されている幅員4メートル以上道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

西山委員： 畝部西町の件ですけれども、推進委員のほうで11月24日、現地確認及び申請者に電話にて申請内容の確認をし、申請地が転用されても周辺農地への営農への影響は軽微であると考えられるため、特に問題はありませんという意見を受けまして、私は申請書の内容と照らし合わせて許可相当であると考えておりましたけれども、土地改良のほうの意見書がたしかついているかと思っておりますけれども、それに対してどうなるかというのをわかりやすく、事務局のほうから説明していただけますと賛同できるかと思っておりますので、お願いします。

事務局： では、事務局から説明をさせていただきます。

今回の転用地になっておりますこの農地ですが、もともと県営ほ場整備事業、上郷東部地区において事業を行った際に、分家用地と指定をされた土地になっておりました。なので、本来であれば、その土地改良事業の趣旨でいけば当初の目的どおり、地権者の縁故のある三親等以内の分家としてここが転用されるというところですが、事業実施から数年、数十年経過した現時点で、地権者において事情の変化等々がございました関係で、分家目的で転用ができなくなりました。

ただし、今回はこの畝部地区、目的は分家ということなんですけれども、こ

これは大規模既存集落内分家ということで、いわゆる三親等以内の縁故のある方の分家ではないという内容での転用の許可申請が出てきました。

こちらについては、土地改良事業の趣旨でいけば三親等以内の分家といった用途ではあるものの、農地法に基づいて考えた中で、一般分家でないと建てられないということは、農地法の中に記載はありません。今回はあくまでも農地法の一般基準、そして立地基準に基づき許可相当というご判断をいただいたので、そのように意見進達をしまいたいと思っております。

以上でございます。

西山委員： わかりました。

事務局： それでは、続きまして、235番、和会町の件、粘土採掘一時転用です。農用地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

為井委員： 235番、和会町の件です。周辺農地への影響は軽微であり、一時転用は問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、236番、住吉町の件、店舗です。第1種農地です。判断基準は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、担当の近藤委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨、ご意見を頂戴しておりますので、ご報告いたします。

続きまして、237番、高岡町の件、駐車場・資材置き場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、238番、高岡町の件、農業用倉庫です。第2種農地です。判

断基準は、おおむね500メートル以内に高岡支所が存在する区域です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、239番、前林町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

杉浦委員： 237番、高岡町の件です。工場等の駐車場・資材置き場の件になります。

推進委員のほうからは、造成計画、排水計画ともに整っており、周辺農地への影響は軽微であるということで、問題ありませんという返答をいただいております。それを確認した結果、許可相当であると考えております。

238番、高岡町の件です。先ほど、判断基準、おおむね500メートル以内と言っていましたけど、送付してもらった表は300メートル以内になっていますね。よろしいでしょうか。

この件ですけれども、この件も担当推進委員のほうから特に問題はないと伺っておりますので、総合的に判断し、許可相当であると考えております。

続きまして、239番、前林町の件です。申請者は、現在豊明市の賃貸マンションで生活しており、退去要請があったための申請内容となっております。分家住宅を建てるという内容となっております。推進委員の意見は、営農のほうにも支障が少ないということの報告を受けておりますので、それを受け、総合的に判断し、許可相当であると考えます。

事務局： ありがとうございます。

農地区分について、また確認をさせてください。

会長： そのまま続けて。

事務局： 続きまして、申請番号240番についてですが、こちら、本人の申出により取り下げとなりましたので、ご了承ください。

241番、野口町の件、残土処分場です。一時転用です。農用地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、242番、東広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、243番、東広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

水野委員： 241番、これは、残土の処理ということで、一時転用が出ていまして、うちの地区は先月からこれと同じような申請が続きます。推進委員の意見としては、地主さんに電話で確認したところ、問題なしということで聞いております。私も許可相当と考えております。

それから、242番、243番、これは18号申請です。土地も近くです。周囲の農業にも影響なく、問題なくということで推進委員さんの意見をいただいております。私もそう考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

先ほどの238番、高岡町の農業用倉庫の件ですが、高岡支所からおおむね500メートル以内ということで、第2種農地です。送付表が間違っております。訂正させていただきます。

それでは、続きまして、244番、藤岡飯野町の件、住宅水路です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

水野委員： 244番の件ですが、住宅の南側、河川の河川路になっておりますので、そこから引き込みができればいいんですが、そちらのほうの掘削が許可がおりないということなので、隣接する農地のほう、ここの一部を買い取ってそのまま埋めるということで、周辺にも影響はないということで、許可相当であると思います。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、245番、伊保町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、10ヘクタール未満の一団の農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、246番、大清水町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。判断基準は、10ヘクタール未満の一団の農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

横桑委員： 245番、既に農振除外で審議をしておるところでありますけれども、今回の調査確認においても特に問題はないものとして、許可相当と認めます。

246番、所有権、農地を買って、周辺農地と合わせて市外の太陽光発電専門業者が太陽光発電をするということでありまして、今回の推進委員の調査確認等においても特に問題はなく、許可相当と考えます。

事務局： ありがとうございます。

議案第68号については以上です。

会長： ありがとうございました。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺いたいと思います。

伊藤さん、どうぞ。

伊藤（喜）委員： 234、西山さんの説明で、よくわからない、どういうことか。土地改良区をどうの、農地法がどうのこうので、結果的に何が問題なの。

会 長： その前に、たまたま西山さんのときに意見を、話をするときに質問されたわけですが、この場合は許可相当かそうでないかの結論を言っていたかどうかということで、たまたま私も質問を許可したんですけれども、後のときに実はこういうふうを考えるけどどうだろうかということで、この機会に西山さんからご意見を言ってもらえると非常によかった、それがちょっと前倒しになったということですので、これからもできるだけ意見を多く寄せていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ごめんなさい、西山さん、後で。

今、伊藤さんの質問の件について、よろしくお願いします。

事 務 局： 本件の説明についてですけれども、まず、県営のほ場整備事業がありました。そこで分家用地として指定された土地というのがもともとの土地です。農地法の審査をするうえでは、農地法に分家用地は三親等以内の分家しか建ててはいけないという規定はないです。あくまでも農地転用の許可申請ということなので、農地法で考えたときにこれはどうか、要は分家としてその場所が転用できる場所なのかどうかと考えたときに、立地基準と一般基準に基づいて総合的な判断をすることになります。

会 長： 伊藤さん、どうですか。

伊藤（喜）委員： 今の内容だけど、早い話が……。

会 長： 早い話が、都計法のいう分家住宅の許可ということで、合法性はあります。

伊藤（喜）委員： 改良区から言わせると、もともとの趣旨が違うということなので、簡単に許可できん、こういうことかね。

事 務 局：

今回、本来の目的ではない分家の形になるので、豊田土地改良区としては地権者さんに対して、指導ですとか、そういったやりとりがあったと聞いております。

会 長： よろしいですか。

それじゃ、西山さん、1つ意見をどうぞ。

西山委員： 今会長が議事の進め方云々で言われたわけなんですけれども、私は、土地改良区のほうの意見書が出た、その返答がどの書類にも申請書にも載っていないから、それがどうかということが私の許可をする、そういう意見の基準になる

から、要するに、その説明を聞いてからでないという許可は出せないという意味合いで言いましたので。

会 長： 趣旨はわかりました。

できれば、ここにおいてはそれを事前に事務局で確認をした上で判断を言っていたことが筋かと思えますので、よろしくお願いします。

あと、皆さん。遠慮なくいろんなことを言っていただくと議論が深まりますので、どうしても意見を言わないと言えなくなっちゃうというかたいことではないですから、何でも言ってください。

よろしいですか。

(会場声なし)

会 長： それでは、他にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第68号で上程されました15件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第68号は適当である旨、承認されました。

令和元年議案第69号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 令和元年議案第69号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

9番、西新町ほか1筆の件です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

相続開始年月日は平成31年3月31日、農業経営開始日も同日となっております。

担当推進委員の中根委員が11月19日付で現地の確認を行ったところ、全ての申請地での作付、耕作が確認されました。また、相続人が生涯にわたって耕作及び貸し付けを継続していく意思があることも確認済みのため、問題はな

いと考えます。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第69号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第69号は承認決定されました。

以下、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 議案10ページ及び配付資料の4ページをご覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断について。

別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断したことを報告いたします。

続いて、議案11ページをご覧ください。

報告、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について。

1番、常盤町から、13ページをご覧ください、13番、駒場町の案件について、近々納税猶予期間が20年を経過する農地として、税務署からの照会により事務局において現地を確認し、その利用状況を既に回答したことを報告いたします。

議案14ページをご覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

115番、黒坂町の案件から、議案21ページをご覧ください、144番、竹町までの30件について、いずれも賃借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、22ページをご覧ください。

報告、農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について。

14番、蘭町の農業用倉庫について、適用除外案件として既に事務局で受理していることを報告いたします。

23ページをご覧ください。

報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

51番、日之出町の賃貸住宅から、24ページをご覧ください、57番、金谷町の駐車場までの7件について、市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

25ページをご覧ください。

報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について。

189番、大林町に分譲宅地から、29ページをご覧ください、205番、浄水町の共同住宅までの17件について、市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上でございます。

会長： ありがとうございます。

これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

長時間にわたり、慎重審議まことにありがとうございました。

(閉会 午後 2時42分)

議事録署名者

印

印